

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から42年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①の国民年金保険料については、43年か44年にA市役所において、金額は定かではないが、1万円弱を一括納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、妻の分の保険料と一緒に納付してきたのに、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、結婚当初から夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立人と婚姻した昭和42年5月以降、申立期間②を含め、保険料がすべて納付済みとされている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、申立期間②の前後の期間について、その妻同様、現年度納付したとされており、同台帳上、夫婦の納付時期が異なっていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立てのとおり夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがわれ、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②の前後を通じて、申立人に係る住所、仕事等の生活状

況に大きな変化が認められない上、申立期間②の前後の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

一方、申立期間①について、申立人が一括納付したと主張する時期は、第1回特例納付（昭和45年7月～47年6月）の実施時期と近接しているが、
i) 申立人は、1万円弱を一括納付したはずであると主張しているが、第1回特例納付により申立期間①に係る保険料を一括納付した場合の保険料額は2万7,000円となり、申立人が主張する保険料額と大きな差異があること、
ii) 申立人は、A市役所の窓口で一括納付したと主張しているが、制度上、特例納付に係る保険料は、市役所では収納できないこととされており、申立期間①当時、同市役所において特例納付に係る保険料を収納していた事実は確認できないこと、
iii) 特例納付の対象者は、制度上、国民年金の強制加入被保険者とされているところ、社会保険事務所の記録上、申立人が一括納付したとする申立期間①当時は未加入期間とされているが、この期間について、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、その主張には、不合理な点が認められる。

また、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年1月7日）及び資格取得日（昭和29年8月19日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月7日から同年8月19日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A社に昭和21年1月20日に入社し、58年4月15日に定年退職するまで、正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録及び当該事業所から提出のあった「従業員名簿」等から、申立人は、当該事業所に昭和21年1月20日から58年4月15日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる6人に照会したところ、いずれも「申立人が、途中で退社したとの話は聞いたことはなく、申立

期間を含め継続して勤務していた。申立人は正社員であり、当時の厚生年金保険の取扱いからみても厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述しているとともに、申立人が申立期間当時、同様の仕事をしていたとして名前を挙げている同僚二人には、いずれも申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、上記名簿上、昭和 25 年 3 月から 30 年 3 月までに当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した約 230 人の加入記録を調査したところ、申立期間及びその前後の期間について、加入記録が欠落している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 1 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から56年12月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
昭和51年2月に私の夫が転勤になり、その転勤直後の2月は、引っ越しと重なったため、2月分の国民年金保険料は納付に行けず、2月及び3月分の保険料を同年3月にA区役所で納付したことを憶えている。
また、申立期間当時の国民年金保険料は毎月、1万3,300円で、同じアパートに住む知人と子供を連れて納付に出向いたことを記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、社会保険事務所に保管する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同記号番号は、昭和57年2月に払い出されていることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付することはできない上、社会保険事務所の「年度別納付状況リスト」を見ると、申立期間を含む45年4月から56年12月までの期間は無資格期間とされている。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料は月額1万3,300円で、毎月、A区役所に納付したとしているが、申立期間当時の保険料額は1,100円から4,500円で推移している上、A区役所では、当時の納付方法は3か月ごとの納期で、納付書も3か月ごとに送付していたことが確認でき、申立てと相違している。

さらに、申立人がA区役所に申立期間に係る保険料を一緒に納付していた

と主張する知人は、「申立人と一緒に買い物をしたことはあるが、私自身国民年金には加入しておらず、A区役所で納付したことはない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月17日から59年4月13日まで
② 昭和63年1月9日から同年6月20日まで
③ 昭和63年11月14日から平成元年4月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①及び③についてはA株式会社に、申立期間②についてはB株式会社に、冬期間のみの季節労働者として勤務しており、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出のあった雇入通知書から、申立人がA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険庁の記録上、昭和56年9月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①及び③は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「申立人が勤務していたことは憶えているが、当時の関連資料が無く具体的な勤務期間については分からない。」としている上、「従業員に対しては厚生年金保険の適用事業所ではなくなることについて説明し、社会保険庁の記録のとおり厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の届出を行ったと思う。会社が厚生年金保険の適用事業所で

はなかった期間に、給与から厚生年金保険料を差し引くことはあり得ず、申立期間①及び③に係る保険料は控除していない。」と回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立人と同様昭和56年4月14日に被保険者資格を喪失しており、同日以降の加入記録は確認できない。

加えて、上記同僚のうち一人は、「A株式会社には冬期間のみ5年か6年出稼ぎに行ったが、厚生年金保険に加入しなかった期間もある。」と供述しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和56年9月以降も申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録及び同社の後継事業所であるC株式会社から提出のあった従業員名簿等から、申立人は、申立期間②のうち、少なくとも昭和63年1月9日から同年4月5日までの期間について当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記従業員名簿を見ると、申立人の前後に記載のある二人（いずれも期間雇用の者）は、申立人と同様に厚生年金保険番号欄が空欄となっており、このうち、確認のできた一人には、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。

また、上記後継事業所から提出のあった健康保険及び厚生年金保険の得喪年月日等を記載した資料によると、申立人については、被保険者資格を取得した旨の記載が見当たらない上、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、平成19年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の代表取締役及び総務課長は、いずれも既に死亡しており、申立てを確認できる供述は得られない。

- 3 すべての申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、すべての申立期間及びその前後の期間を含めて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、このほか申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、申立期間当時は、年金や医療、社会保障制度の知識は全く無く、脱退手当金の制度はもちろん、社会保険事務所という機関があることすら知らなかったことから、請求手続きができる訳がない。

脱退手当金を受給したとされている記録に納得がいかないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 9 月 21 日の前後 3 年以内に、申立期間に係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性 27 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 23 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、このうち連絡先が把握できた脱退手当金の支給記録がある二人は、いずれも脱退手当金の受給を認めた上で、「脱退手当金について会社から説明を受けた。」と供述しているとともに、元事業主は、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、「脱退手当金は、希望者には会社で請求書に必要事項を記入して社会保険事務所に請求していたと思う。」旨回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間

に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年12月5日に支給決定されているほか、社会保険事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金支給者名簿及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、脱退手当金が支給された旨の記載があり、支給日及び支給金額等が社会保険庁の記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。